

“Great Wall” Street Journal

長城街日報

～中国株の現場から～



No.148 (不定期配信)

東洋証券株式会社
上海駐在員事務所 所長
奥山 要一郎
2007年入社、本社シニアストラテジ
スト等を経て、2015年より現職

中国のゼロコロナ政策について語ろう

深センや上海のロックダウン(都市封鎖)を受け、中国の「ゼロコロナ」政策に改めて関心が高まっている。ある人曰く「ゼロ政策はもう崩壊している!」。またある人曰く「いや、続けるしかない!」。ホントのところはどうか。政策の現在地を見てみたい。

★ ★ ★ ★ ★

ゼロコロナ対策は「大規模なPCR検査」「徹底的な隔離」「厳格な水際対策」が3本柱だ。最近「動態清零(ダイナミックゼロ)」という言葉がよく用いられる。その定義は「感染源の積極的発見」「有効的な患者手当て」「重症化防止」「重症者と死亡者の減少」というもの。何が何でもゼロを目指すのではなく、感染者が出た場合に迅速なPCR検査や隔離を行い、封じ込めと感染拡大防止に注力する方策だ。

中国はなぜこの政策に固執するのか。一つの理由は、02年から03年にかけて蔓延した新型肺炎SARSの教訓だ。感染症の大規模な市中感染が起きるとデマや噂も相まって大きな社会混乱を招きかねない中国では、強制的な措置を用いてでも封じ込めを最優先する思考が働きやすい。お世辞にも衛生観念が高いとは言えず、感染症も広がりやすいため、半ば強制的な「上からの政策」も致し方ないのだろう。端的に言えば、「これが最善の策」というよりは「これしか対策がない」という不都合な真実もありそうだ。

また、中国政府がゼロ政策を成功体験として強く意識していることもある。確かに他国・地域に比べれば感染拡大は限定的に抑えてきた。成功時の戦略・戦術は変えたくないジレンマ。「我々は西側諸国とは違う」という自負も重なり、コロナ対策の“次の一手”を積極的に考えていなかったのかもしれない。

さて、22年に入り様々な動きが出ている。中国政府は2月、米ファイザー製の経口治療薬「パキロビッド(パクスロビド)」の輸入を許可。輸入第一弾はすでに吉林省に送られた。3月11日にはPCR検査

の補完として抗原検査を加えることを決定。上海市内でも大規模な自主検査が行われた。14日には衛生当局が新型コロナの治療ガイドラインを改訂し、軽症者については集中隔離施設での療養が認められた。これまでは陽性者は重症・軽症・無症状などを問わず指定医療機関での強制隔離治療が求められていた。

17日には中国共産党の習近平総書記が新型コロナ対策を改めて指示。「最小の代償で最大の感染防止・抑制効果を挙げ、経済・社会発展に対する新型コロナの影響を最大限軽減すべく努力する必要がある」と強調した。これを受けて「戦略修正を示唆」という見方も一部浮上したが、「ダイナミックゼロを堅持」とするとの文言もあるため、ことはそう簡単ではない。せめて軽症者の自宅療養が認められれば政策の大転換だが、現時点では「コロナに罹ったら終わり」という世論が根強く、到底受け入れられないだろう。新華社通信は今年2月、コロナ共存論を「雑音」と切り捨てている。神聖不可侵的な政策のゼロコロナを変えるハードルはとてつもなく高い。

ゼロ政策脱却のヒントは、新型コロナ対策の専門家チームが挙げた流行収束の四つの具体的条件だ。それは、①ウイルスの弱毒化と発病率・感染力の低下、②ワクチンの効果向上、③特効薬の登場、④他国の感染状況の収まり、というもの。他力本願的な内容もあるが、まあ頷ける内容だ。とりあえずメンツや意地は別にして、米ファイザー製のmRNAワクチンを導入してみたらどうだろうか。④については、多くの国・地域は共存論に動き出しているため、短期的な実現は難しいかもしれない。

★ ★ ★ ★ ★

日本の皆様から見れば「中国、まだやっているの?」というゼロコロナ。そう。まだ継続中なんです。前述の「最小の代償」は、上海市民2600万人のロックダウン。オミクロン変異株が「永遠のゼロ」のゲームチェンジャーとなるかどうか。まだ疑問である。

文中の見解は全て筆者の個人的意見です。写真、グラフ、表なども全て筆者によるものです。

最終頁に重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

◆ 注 意 事 項 ◆

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650%（税込み）の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650%（税込み）に相当する額が 3,300 円（税込み）に満たない場合は 3,300 円（税込み）、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額（現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買う場合には加え、売りの場合には差し引いた額）に対して 最大 1.1000%（税込み）の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客様に提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50%となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

利益相反情報について

この資料の作成後、掲載された銘柄を対象とした EB 等の仕組債等を東洋証券株式会社が販売する可能性があります。また、東洋証券株式会社またはその関連会社の役員またはその家族がこの資料に掲載された企業の証券を保有する可能性、取引する可能性があります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

【免責事項等】

この資料は、東洋証券株式会社が信頼できるとされる各種のデータに基づき投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成したもので、投資勧誘を目的としたものではありません。また、この資料に記載された情報の正確性および完全性を保証するものでもありません。また、将来の運用成果等を保証するものでもありません。この資料に記載された意見や予測は、資料作成時点のものであり、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

この資料に基づき投資を行った結果、お客様に何らかの損害が発生した場合でも、東洋証券株式会社は、理由の如何を問わず、一切責任を負いません。株価の変動や、発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがありますので、投資に関する最終決定は、お客様ご自身の判断でなされるようお願い致します。

この資料の著作権は東洋証券株式会社に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

◇商 号 等：東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 121 号

◇加 入 協 会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

◇本 社 所 在 地：〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1

TEL 03 (5117) 1040

<https://www.toyo-sec.co.jp/>

2022 年 4 月 1 日
審査部審査済